

大宜味村農業委員会だより (5月号)

今月の各種申請締切は
5月10日(木)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

3月総会の結果報告 第16期第7回農業委員会総会 開催3月26日(月)

番号	議案	申請地域	結果	内容
16	農地利用 集積計画 の承認	喜如嘉	可	利用権賃貸借権の設定(中間管理事業)(3件)
		白浜	可	利用権賃貸借権の設定(牧草)
		大保(江洲)	可	利用権賃貸借権の設定(野菜、果樹)
17	農地法第 3条の許 可申請に ついて	謝名城	可	農地の贈与(親からの贈与)
		押川	可	農地の贈与
		白浜(江洲)	可	農地の有償売買(村外からの新規参入)

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開されています。

意見書を提出しました!! 大宜味村の農業振興へ提言

3月26日、大宜味村農業委員会は農業委員会等に関する法律に基づき、村長へ「平成29年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出しました。

昨年の10月24日から11月30日の間に各地域での人・農地プラン地域検討会の中で農業者等との意見交換会を開催し、農家からの意見や要望を取りまとめました。

今回は、その多くの意見の中から新しい意見を抜粋して掲載します。



村長室で意見書を提出しました。

1. 地域性を活かしたシークワサーの販促支援。
2. 観光を活用した農業支援。
3. イノシシ柵の設置事業を農用区域以外の農地でも出来るように検討。
4. 押川・屋古・田港の傾斜農地における簡易的な園道整備への支援。
5. 喜如嘉地域河川の河口閉塞による農地への海水等の流入対策。
6. 集落営農への取り組みの支援。(根路銘・上原・屋古・田港・饒波・大兼久・大宜味区)

※：意見書の内容は農業委員会窓口で閲覧出来ます。

今後とも、大宜味村農業委員会は村行政と共に協力しながら農業振興に貢献します。

耕土流出防止対策の相談は～大宜味村赤土等流出防止対策協議会まで

当協議会は耕土流出防止の営農対策支援として、緑肥種子の交付やグリーンベルト設置等を行っています。マルチシート等の被覆資材は、購入費用の一部補助となります。詳細およびその他耕土流出防止に関する相談は担当までご連絡下さい。 担当：高橋(農業委員会内)



(休耕期は緑肥栽培)



(マルチ等で畑面被覆)



(グリーンベルト設置)

平成 29 年度 有害鳥獣被害防止対策事業実績報告 産業振興課

- カラス捕獲数・・・531 羽 ○イノシシ捕獲数・・・33 頭
○イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）設置実績
- ・設置件数：39 件 ・設置農家：35 名 ・柵の総距離：16,320m
 - ・メッシュ：2,720 枚 ・支柱：8,160 本 ・結束線：24,480 本
 - ・事業金額：10,350,000 円 有害鳥獣にお困りの方は産業振興課へご連絡下さい。

イノシシ侵入防止柵の要望調査について 産業振興課より

大宜味村鳥獣被害防止対策協議会では、今年度も引き続きイノシシ侵入防止柵の設置事業を行ないます。要望がある方は、下記の内容をご理解いただき産業振興課へ申請して下さい。

本事業の目的は、侵入防止柵を設置することにより、農作物をイノシシから守り、生産者の所得向上を目指すことです。

実施については、要望・申請の受付を産業振興課で行い、協議会で設置の可否を判断し選定を行ないます。設置の割当を受けた方は協議会と「設置及び管理委託契約」を締結していただきます。

その後、協議会でまとめて資材購入→割当許可を受けた方に配布→申請者にて設置を行ない契約の内容に基づき適切に管理していただきます。

イノシシ侵入防止柵の資材は当協議会の所有であり、申請者は借受をしているだけなので、転売や別の用途への利用や、加工することは出来ません。

管理期間は 8 年間となっており、その期間内は適切に柵内での営農及び柵の管理を行なっていただきます。※管理期間終了後も、適切な管理が認められた場合は引き続き使用可能。

また、設置した農地での営農をやめる、又は営農する農地の変更などがありましたら担当者へ連絡して下さい。勝手に移動したりしないで下さい。

この事業は国の交付金で実施されています。侵入防止柵は目的に沿った活用をお願いします。

昨年度までは農振農用地区域内に限り要望を受け付けておりましたが、農振農用地区域外においても要望があれば申請を受け付けます。

※農振農用地区域外については要望量を把握後、割当の検討を行います。

※あくまで要望量を把握する調査ですので、必ず配布割当をすることは限りません。

お問い合わせ・受付は村産業振興課 鳥獣被害担当まで 0980-44-3232

相続で農地を取得した時は、「農業委員会への届出」が必要です。

相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

農業委員会は届出の受理後に適正利用が図られるようにあっせんなどを行い、耕作放棄地の発生を防止します。例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に農地の管理についてのご相談や地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。

提出書類は、

- ① 農地の相続等の届出書
- ② 相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認ができる書面

詳しくは農業委員会事務局まで 0980-44-3477